

第 1 部 エネルギーを巡る状況と主な対策

第1章 福島復興の進捗

日本のエネルギー政策全体の大きな転換点となった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から14年が経過しました。「多核種除去設備等処理水」(以下「ALPS処理水¹」という。)の海洋放出や、「特定復興再生拠点区域²」の全域における避難指示解除の完了、「特定帰還居住区域³」の計画認定や避難指示解除に向けた整備の進捗等、福島復興・再生は、一步一步着実に進展していますが、福島復興には中長期的な対応が必要です。政府としては、引き続き、被災地の実態を十分に踏まえ、地元との対話を重視しつつ、施策の具体化を進め、復興に向けた道筋をこれまで以上に明確にしていきます。

本章では、第1節で、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策について、予防的かつ重層的な汚染水対策に関する取組や、2023年8月から海洋放出を開始したALPS処理水に関する取組、燃料デブリの試験的取出しをはじめとする廃炉に向けた取組等の状況について記載しています。第2節では、原子力被災者への支援について、避難指示解除の状況や、特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域の整備、除染の実施状況に加え、産業復興の観点から、福島イノベーション・コースト構想(以下「福島イノベーション構想」という。)の推進に向けた施策、被災事業者の事業・なりわいの再建支援に関する取組等について記載しています。第3節では、福島を再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)や未来の水素社会を切り拓く「先駆けの地」として、新たなエネルギー社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」について記載しています。第4節では、原子力損害賠償について、この14年間の実績・進展等を記載しています。

第1節 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故への取組

1. 中長期ロードマップ

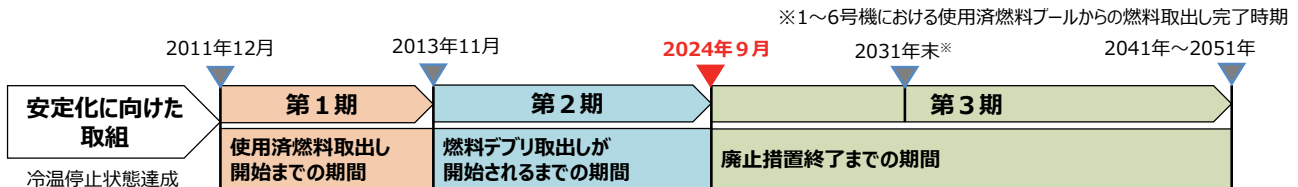
廃炉・汚染水・処理水対策は、2019年に改訂された「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ⁴」(2019年12月27日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。)に基づいて進められています。この改訂では、リスクの早期低減・安全確保を最優先に進める「復興と廃炉の両立」を改めて大原則として位置づけました。この大原則に基づき、個別の対策についても見直しを行っています(第111-1-1)。

2024年9月には、2号機での燃料デブリの試験的取出しの着手をもって、中長期ロードマップにおける第3期に移行しました。引き続き、国も前面に立って、東京電力福島第一原子力発電所の現場状況や廃炉に関する研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップに継続的な検証を加えつつ、必要な対応を安全かつ着実に進めていきます。

2. 汚染水対策

原子炉建屋内には、原子力発電所事故により溶けた燃料が構造物と混ざりながら固まった「燃料デブリ」が残っており、水をかけて冷却を続けることで、低温での安定状態を維持していますが、燃料デブリに触れた水は、高い濃度の放射性物質を含んだ「汚染水」になります。この水が建屋に流入した地下水等と混ざり合うことで、日々新たな汚染水が発生してい

【第111-1-1】中長期ロードマップ(2019年12月改訂)の概要



資料：経済産業省作成

¹ 2021年4月13日の「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の決定を機に、風評被害の防止を目的に、「ALPS処理水」の定義を変更し、「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」のみを「ALPS処理水」と呼称することとした。

² 将来にわたって居住を制限するとされてきた「帰還困難区域」内に、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められる区域のこと。

³ 特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域のこと。

⁴ 本ロードマップは、2011年に決定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日 原子力災害対策本部 政府・東京電力中長期対策会議決定)を継続的に見直しているものです。

【第111-2-1】汚染水対策の3つの基本方針と対応状況

汚染水対策の3つの基本方針

(1) 汚染源に水を「近づけない」

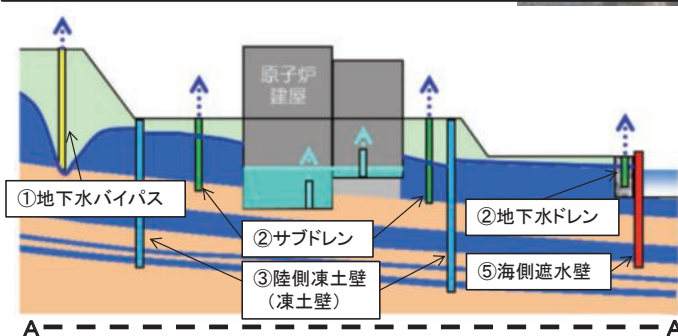
新たな汚染水の発生を抑制するため、舗装、原子炉建屋内への地下水流入を抑制。周辺地下水のくみ上げ、建屋周辺への遮水壁の設置等を実施。(右図①②③④等)

(2) 汚染水を「漏らさない」

汚染水が外洋に漏れいしないよう、護岸への遮水壁の設置や、タンクのリブレース等を実施。(右図⑤⑥⑦等)

(3) 汚染源を「取り除く」

タンク内の汚染水の浄化や、地下トンネル(トレンチ)内の汚染水の除去を実施。(右図⑧⑨等)



資料：経済産業省作成



提供：日本スペースイメージング(株)、©DigitalGlobe、2014年12月25日撮影

ます。2013年9月には、原子力災害対策本部において「汚染水問題に関する基本方針」が決定され、①汚染源に水を「近づけない」、②汚染水を「漏らさない」、③汚染源を「取り除く」という3つの基本方針に沿って、予防的・重層的に対策を進めています(第111-2-1、第111-2-2)。

汚染源に水を「近づけない」対策は、汚染水発生量の低減を目的としており、建屋への地下水流入を抑制するための多様な対策を組み合わせることで進めています。具体的には、建屋の山側で地下水を汲み上げて海に排出する地下水バイパスや、建屋近傍の地下水位を管理するサブドレン、陸側遮水壁(凍土壁)を運用しています。加えて、雨水の土壌浸透を防ぐための敷地舗装(フェーシング)は2025年3月末時点で施工予定箇所の約97%のエリアで工事を完了しています。これらの対策により、汚染水発生量は、対策実施前(2014年5月)の540m³/日程度から、2024年度には平均で70m³/日程度まで低減されました。平年雨量相当であったとしても約80m³/日程度と評価されたことから、中長期ロードマップに記載されている「2025年以内に100m³/日以下に抑制する」という目標を前倒しで達成しました。今後、更なる地下水の流入抑制のため、局所的な建屋止水等を進めていきます(第111-2-3)。

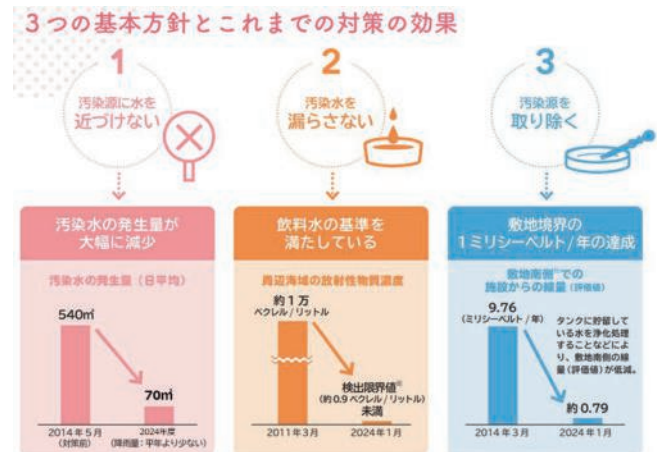
汚染水を「漏らさない」対策としては、海側遮水壁やタンク周囲への二重堰の設置に加え、1日複数回のパトロールを実施し、海洋へ放射性物質が流出するリスクを低減しています。

汚染源を「取り除く」対策としては、ALPSをはじめ、ストロンチウム除去装置等の複数の浄化設備により、汚染水の浄

化を行っています。また、原子炉建屋の海側の地下トンネル(海水配管トレンチ)に溜まっていた高濃度汚染水については、ポンプによる抜き取りと、トレンチ内を充填・閉塞する作業を全て完了しています。また、建屋内滞留水の除去や浄化についても、1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除き完了しています。今後は、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の建屋内滞留水処理を進めていく予定です。

さらに、大規模自然災害に対する対策にも取り組んでいます。津波対策としては、切迫性が高いとされている千島海溝

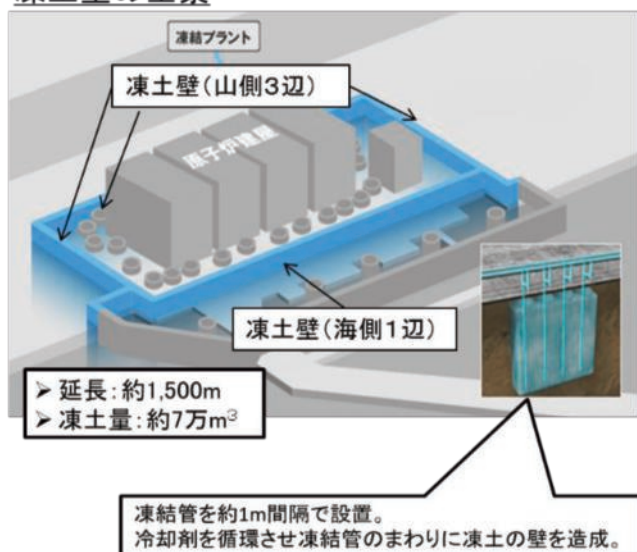
【第111-2-2】汚染水対策の進捗



資料：経済産業省作成

【第111-2-3】凍土壁

凍土壁の全景



資料：経済産業省作成

津波に対する防潮堤の設置(2020年9月工事完了)に加え、2020年4月に内閣府が発表した日本海溝津波に対する防潮堤の設置を2024年3月に完了しました。また、近年国内で相次ぐ大規模な降雨に備え、浸水解析に基づき、排水路を改良しました(2022年8月供用開始)。こうした予防的・重層的な取組により、汚染水対策は大きく進んできています。

今後は、雨水対策として、建屋周辺の舗装や、破損している1号機屋根のカバー等の対策を進めることで、汚染水発生量は2028年度までに約50～70m³/日に低減される見通しです。

3. ALPS処理水の海洋放出等

ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、規制基準を満たすまで浄化した水のことを指します。ALPS処理水は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内で、巨大なタンクの中に貯蔵されています。この巨大なタンクの数、これからより本格化する廃炉作業を安全に進める上で必要な施設を建設するためのスペースを圧迫するおそれがありました。そのため、ALPS処理水を処分し、タンクの数減らししていくことは、復興の前提となる安全かつ着実な廃炉に向けて不可欠な作業です。

ALPS処理水の取扱いについては、6年以上にわたる有識者の検討等を経た上で、2021年4月の第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(以下「ALPS処理水の処分に関する基本方針」という。)を決定し、安全性を確保し政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS処理水を海洋放出する方針を公表しました。

ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定以降、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」(2021年12月28日第3回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定)を策定し、対策の実施状況を継続的に確認して、状況に応じ随時、追加・見直しを行うこととしました。

2023年8月、第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議(合同開催)において、安全確保と、風評対策・なりわい継続支援に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むことを確認し、2023年8月24日に海洋放出が開始されました。

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、トリチウム以外の放射性物質について、規制基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認し、取り除くことが困難なトリチウムについても、規制基準を十分に満たす濃度(1,500ベクレル/リットル未満)まで海水で大幅に希釈した上で、処分を行っています。

また、規制基準を満たしていることについては、東京電力のみならず、客観性・透明性を確保するために、第三者機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)も分析を実施し、確認しています。

2024年8月30日には、第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第7回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議(合同開催)において、「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはなく、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施することを確認しました。

ALPS処理水の海洋放出は、2023年8月24日の海洋放出開始以降、2023年度中に4回、2024年度中に7回の計11回実施されました。ALPS処理水は、トリチウム濃度が規制基準の40分の1に当たる1,500ベクレル/リットルを下回るレベルまで海水で大幅に希釈して放出されています。その上で、東京電力に加え、水産庁や環境省、原子力規制委員会、福島県等が定期的にモニタリングを実施し、ALPS処理水の海洋放出の前後で、海水や魚類等の放射性物質濃度に大きな変化が発生していないか確認しています。モニタリングの結果や国際原子力機関(IAEA)の評価から、ALPS処理水の海洋放出は人や環境への影響がなく、安全であることが確認されています。また、こうしたモニタリングの結果については、一目でわかるマーク形式でモニタリングの結果を表示するウェブサイト⁵や、関係機関による測定結果をまとめたウェブサイト等により、国内外に対して、透明性高く、わかりやすい情報発信を継続しています(第111-3-1、第111-3-2)。

加えて、ALPS処理水の海洋放出に伴い、2025年2月より、ALPS処理水を貯蔵していたタンクの解体に着手しました。今後ALPS処理水の貯蔵に使用しないタンクについては、計画的に解体を行います。

⁵ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/monitoring/

【第111-3-1】経済産業省ホームページ「ALPS処理水に係るモニタリング」二次元コード



資料：経済産業省作成

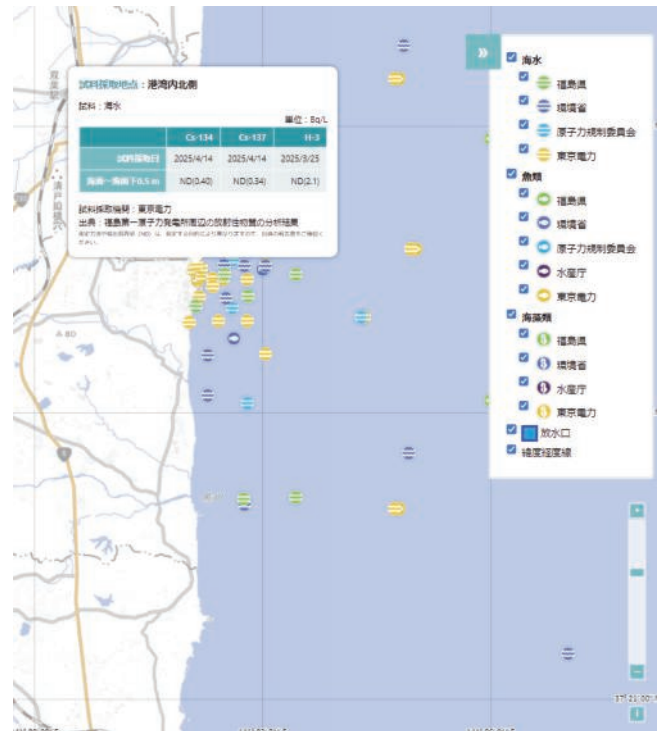
また、ALPS処理水に係る取組については、2021年7月に日本政府とIAEAが署名したALPS処理水の取扱いに係る協力の枠組みに関する付託事項(TOR)に基づき、IAEAが安全性に係るレビューを実施してきました。IAEA職員及び国際専門家が繰り返し来日し、東京電力の計画及び日本政府の対応について、科学的根拠に基づき厳しく確認するとともに、その結果については、国内外に高い透明性を持って発信されています。

2023年7月にIAEAから公表された「東京電力福島第一原発におけるALPS処理水の安全性レビューに関する包括報告書」では、ALPS処理水の海洋放出は、関連する国際安全基準に合致し、人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであると結論づけられました。また、海洋放出開始後も、IAEAによる安全性レビューミッションが3回(2023年10月、2024年4月及び同年12月)実施されており(第111-3-3)、放出開始後1回目から3回目までのレビューミッションの報告書(2024年1月、同年7月及び2025年3月に公表)では、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかったと結論づけられています。

2024年9月20日、日本政府とIAEAは、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致しました。同年10月15日には、このIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA及び第三国分析機関(韓国、スイス、中国)の関係者による海水の採水が初めて実施されました。続けて、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、2025年2月には、IAEAの枠組みの下でIAEA及び第三国分析機関(韓国、スイス、中国)の関係者による海水の採水、水産物の選定が実施されるとともに、IAEA及び第三国分析機関(韓国、スイス、中国、フランス)の関係者による測定・確認用タンクから海水で希釈する前のALPS処理水の採水が実施されました。さらに、2025年4月には、IAEA及び第三国分析機関(韓国、スイス、中国、ロシア)の関係者による海洋放出前に海水で希釈した後のALPS処理水の採水が実施されました。日本政府は、引き続き、IAEAのレビューを通じて国際的な安全基準に従った対策を講じ続け、安全確保に万全を期していきます。

加えて、原子力規制委員会は、海洋放出設備が使用開始後も必要な機能を有していること及び認可した福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画に基づき設備の運用が適切に行われていることを継続して確認していくとともに、

【第111-3-2】包括的海域モニタリング閲覧システム(ORBS)での海域モニタリング結果の情報発信例

資料：東京電力ホールディングス「包括的海域モニタリング閲覧システム⁶」

東京電力に対しては、安全に係る法令等の遵守に加え、緊張感を持った対応を求めることとしています。

また、風評影響を抑制する観点からも、こうした安全性の確保等に関する説明や情報発信について継続して取り組むとともに、国内水産物の消費拡大に向けて、様々なイベントやキャンペーン等を通じ、その安全性や魅力の積極的な発信にも継続して取り組んでいます。

2022年12月には、「三陸・常磐もの」の消費拡大を図る官民連携の枠組みとして、「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」が設立されました。本ネットワークには、2025年3月末時点で、1,200以上の企業、全国の自治体、政府関係機関等が参加しています。2024年10月1日から11月4日には、「三陸・常磐ウィークス(第4弾)」と称して、本ネットワーク参加企業等における社食や弁当の購入等を通じて、約42万食の「三陸・常磐もの」が提供されました。

【第111-3-3】IAEAによるALPS処理水の海洋放出に関する安全性レビューミッション(2024年12月)



左：IAEAタスクフォース(経済産業省及び東京電力ホールディングスとの議論)、右：測定・確認用タンク(K4タンク群)の確認

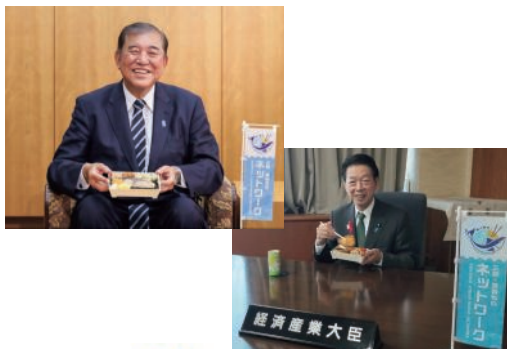
資料：経済産業省ニュースリリース

⁶ <https://www.monitororbs.jp/ja/index.html>

【第111-3-4】国内水産物の消費拡大に向けた取組例

◆三陸・常磐ものネットワーク

2024年10月1日-11月4日 三陸・常磐ウィークス（第4弾）
石破総理大臣や武藤経産大臣も食べて応援



資料：経済産業省作成

◆ごひいき！三陸常磐キャンペーン

2025年3月 「三陸常磐食べようフェアの開催」



◆水産物の魅力発信・消費拡大

2024年8月21日-23日 ジャパン・インターナショナル・シーフードショー



また、三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として、「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を2022年10月から実施しています。全国各地のスーパーマーケット等と連携し、販促キャンペーンを拡大するとともに、各種イベントを実施しており、その模様については、全国地上波のテレビや地方紙、全国紙等で紹介されています。2024年8月に東京ビッグサイトで開催された日本最大級の水産見本市「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」において、本キャンペーンの下、一面に「三陸・常磐エリア」を設け、三陸・常磐地方の事業者の方々の出展をサポートする等、流通・小売関係事業者等に向けて魅力を発信しました。また、2025年3月には、コンビニ・スーパーマーケット・外食チェーンと連携した「三陸常磐食べようフェア」を開催し、各店舗において三陸常磐ものを使用したオリジナル商品を販売しました（第111-3-4）。

ALPS処理水の海洋放出については、欧州や米国、アジア、太平洋諸国等、幅広い国・地域において理解が広がっています。中国との間では、2024年9月20日、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリングに有効に参加し、参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなりました。2025年3月の第6回日中ハイレベル経済対話では、双方は、2024年9月に発表した「日中間の共有された認識」が着実に履行されていることを共に評価し、日本側から、日本産水産物の輸入を近く再開するよう求めました。双方は、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認し、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致しました。

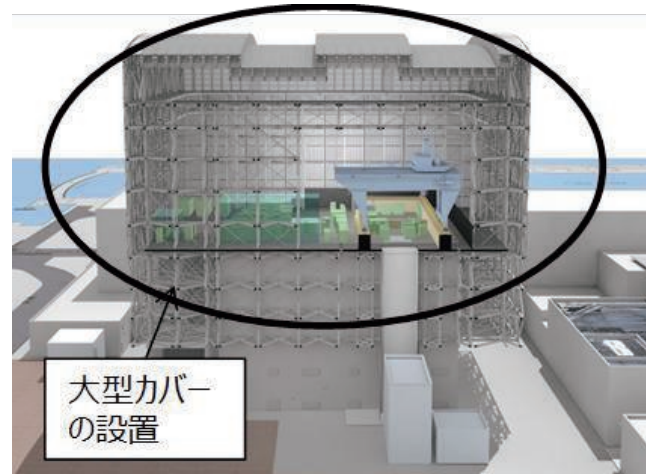
引き続き、あらゆる機会を通じて日本の取組を丁寧に説明し、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めています。

また、前述の輸入規制を踏まえ、「水産業を守る」政策パッケージ等により支援策を措置したところです。さらに、令和6年度補正予算の措置として、ホタテ等の一時買取・保管や国内外の新規需要開拓支援、国内加工体制の強化に向けた機器導入等の支援を実施しており、引き続き、全国の水産業の支援に万全を期していきます。

4. 使用済燃料プールからの燃料取出し

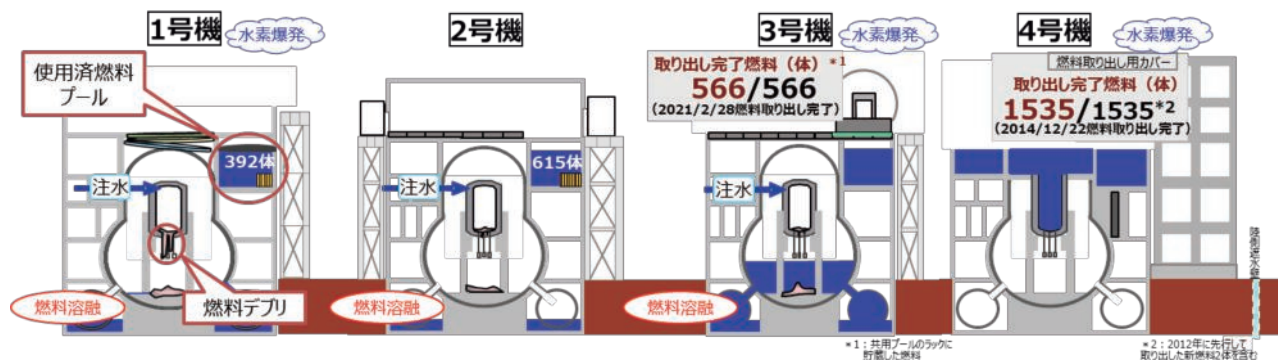
2011年に決定された中長期ロードマップの初版において、当面の最優先課題とされていた4号機使用済燃料プールからの燃料取出しについては、2014年12月に、燃料1,535体全てを共用プール等へ移送しました。3号機については、2019年4月から燃料の取出しを開始し、2021年2月に燃料566体全ての取出しを完了しました。1号機については、2021年6月から原子炉建屋を覆う大型カバーの設置に向けた作業を実施しています（第111-4-1）。2号機については、2021年8月からオペレーティングフロアの線量低減作業を実施するとともに、2022年6月

【第111-4-1】1号機大型カバーの設置



資料：東京電力ホールディングスの図を基に経済産業省作成

【第111-4-2】東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の状況



資料：経済産業省作成

に燃料取出し用構台の設置に向けた工事を開始しました。

引き続き、2031年内に全号機で燃料取出しを完了することを目指し、安全を最優先に、燃料取出しに向けた準備作業を進めていきます(第111-4-2)。

5. 燃料デブリの取出し

(1)燃料デブリの取出しに向けた原子炉格納容器内の調査

原子力発電所事故により溶けた燃料が構造物と混ざりながら固まった「燃料デブリ」のある1～3号機の原子炉建屋内は放射線量が高く、容易に人が近づける環境ではないため、遠隔操作機器・装置等による除染や原子炉内の調査を進めています(第111-5-1)。

1号機では、2024年2月から3月にかけて、小型ドローンを用いた原子炉格納容器内の調査を実施しました。調査の結果、ペDESTAL内壁や構造物、制御棒駆動機構(CRD)ハウジングの落下状況を確認しました。CRD交換用開口部付近では、つらら状の物体、塊状の物体が確認されましたが、ペDESTAL内壁のコンクリートに大きな損傷は見られませんでした。狭隘かつ暗所での調査における小型ドローンの有用性が確認されました(第111-5-2)。

2号機では、数グラムの燃料デブリを採取する「試験的取出し」に向け、2023年10月に原子炉格納容器内につながる貫通孔のハッチを開放し、2024年1月からは貫通孔内の堆積物の除去作業を開始し、同年5月に除去作業を完了しました。

2024年9月に、テレスコ式装置による燃料デブリの試験的取出し作業に着手し、同年11月に試験的取出しに成功しました(第111-5-3、第111-5-4)。取り出した燃料デブリは、現在JAEA等の分析施設で分析を進めています(第111-5-5)。さらに、燃料デブリのサンプル数を増やし知見を拡充するため、テレスコ式装置を使用し、2025年4月に2回目の試験的取出しに成功しました。2回目に取り出した燃料デブリも同様に分析を進めていきます。

また、2022年2月より、JAEAの楢葉遠隔技術開発センターにおいて、取出し用のロボットアームのモックアップ試験により貫通孔の通過性や障害物除去等の性能確認を実施しています。試験中に経年劣化箇所が確認されたことを踏まえ、現在、性能確認のための試験を実施しています(第111-5-6)。

なお、いずれの調査においても、周辺環境に影響は生じておらず、放射線モニタリングデータに有意な変動は見られていません。

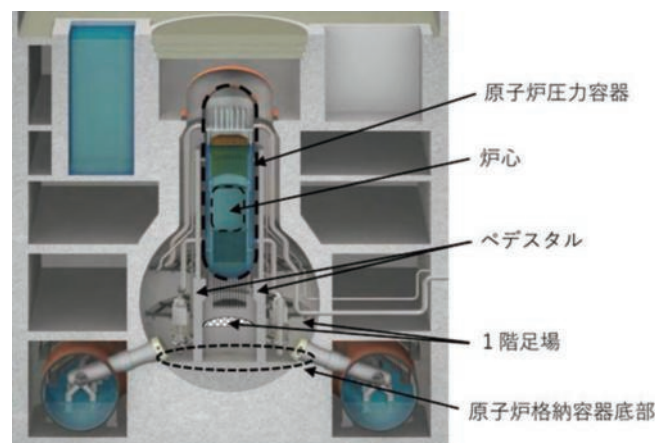
2023年3月から、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が設置した小委員会において、3号機における将来の大規模な取出しに向けた工法について、本格的な検討を開始しました。従来議論されている工法(気中工法、冠水工法)に加え、新たな工法(充填材で固化・安定化して取り出す工法。気中工法オプション)についても検討し、2024年3月に、当該委員会の報告書を原子力損害賠償・廃炉等支援機構が公表しました(第111-5-7)。現在、東京電力が報告書の提言に基づき、気中工法と気中工法オプション(充填固化工法)の組み合わせによる具体的な設計検討を進めています。

(2)廃炉に向けた研究開発

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めており、2016年4月には、楢葉町において、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(モックアップ施設)であるJAEAの「楢葉遠隔技術開発センター」が、本格運用を開始しました(第111-5-8)。

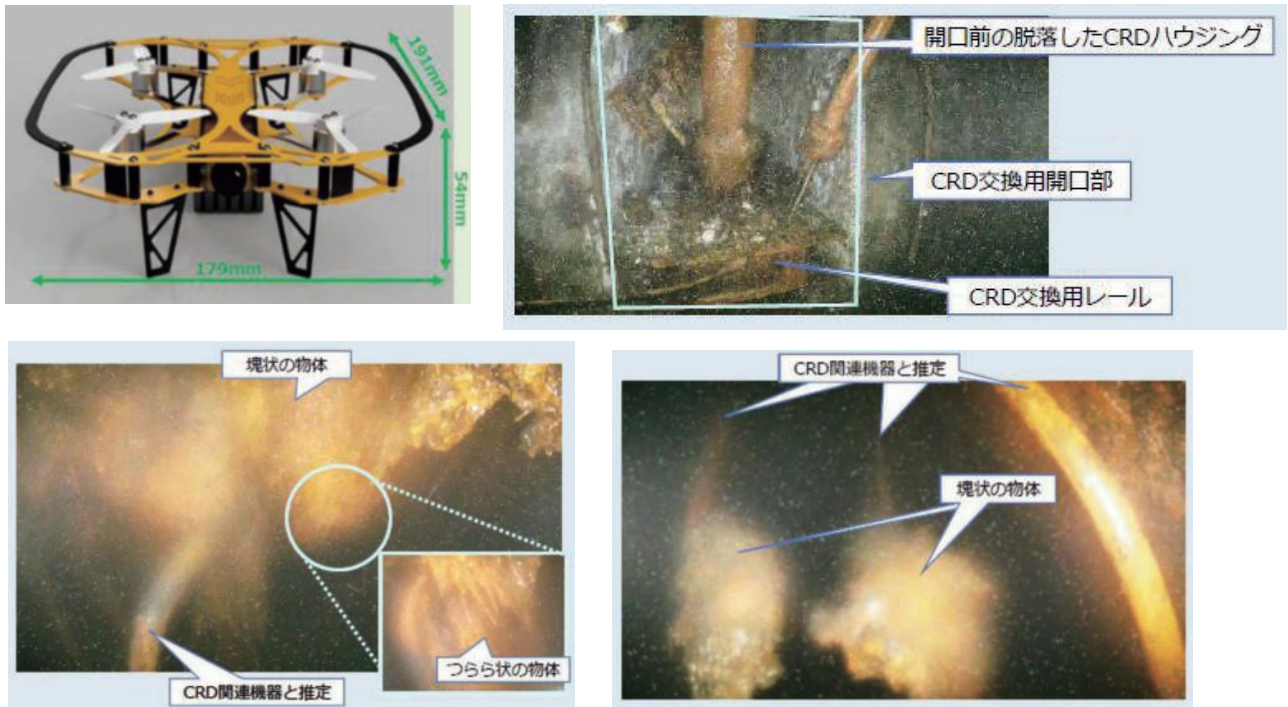
2017年4月からは、富岡町において、廃炉に係る基礎的・基盤的な研究開発や人材育成に取り組む拠点として、「廃炉国際共同研究センター(現：廃炉環境国際共同研究センター)

【第111-5-1】原子力発電所の構造



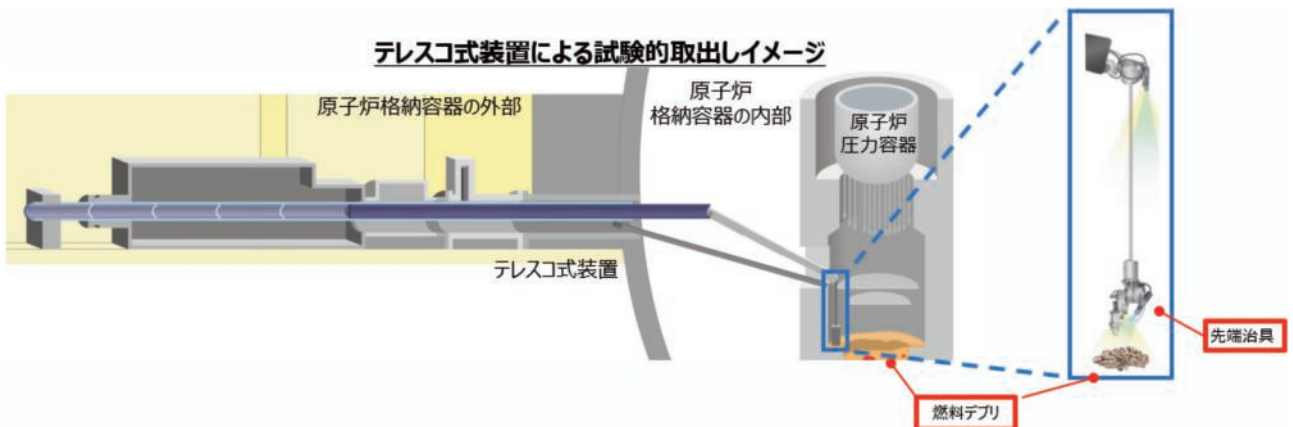
資料：技術研究組合 国際廃炉研究開発機構の図を基に経済産業省作成

【第111-5-2】原子炉格納容器内部調査装置(小型ドローン)及び調査画像



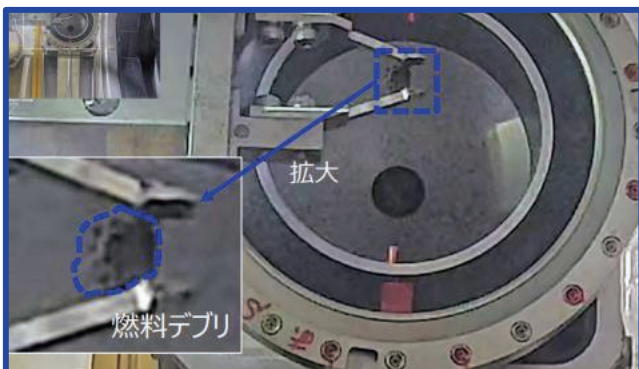
資料：東京電力ホールディングス

【第111-5-3】テレスコ式装置による試験的取出しイメージ



資料：東京電力ホールディングス資料を基に経済産業省作成

【第111-5-4】燃料デブリを運搬用ボックスに回収する様子(2024年11月)



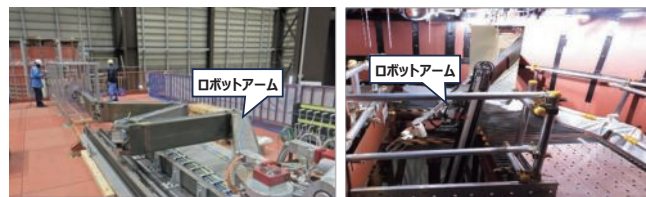
資料：東京電力ホールディングス

【第111-5-5】2号機原子炉格納容器内部から採取した燃料デブリ



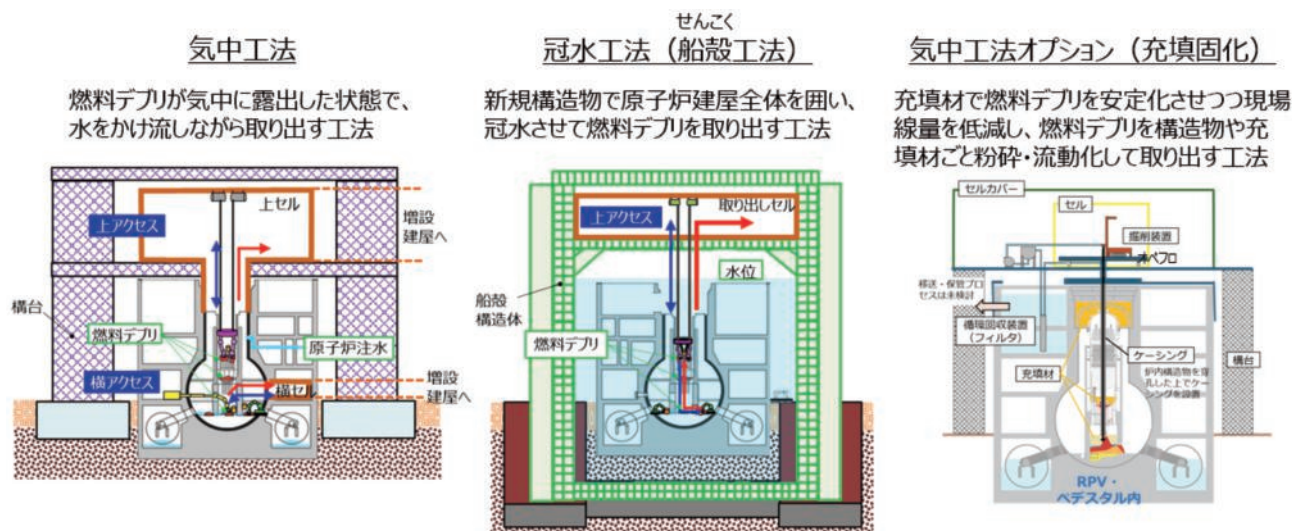
資料：JAEA

【第111-5-6】ロボットアームのモックアップ試験の様子



資料：東京電力ホールディングス資料を基に経済産業省作成

【第111-5-7】燃料デブリの大規模な取出しに向けた工法



資料：原子力損害賠償・廃炉等支援機構資料を基に経済産業省作成

【第111-5-8】モックアップ施設である楢葉遠隔技術開発センターと試験設備



資料：技術研究組合 国際廃炉研究開発機構

【第111-5-9】燃料デブリや放射性廃棄物等の処理・処分技術の開発等を行う大熊分析・研究センター



資料：JAEA

国際共同研究棟」を運用しています。

2018年3月には、大熊町において、燃料デブリや放射性廃棄物等の分析手法、性状把握、処理・処分技術の開発等を行うJAEAの「大熊分析・研究センター」の一部施設が運用を開始しました。さらに、2022年6月には、放射性廃棄物等の分析を行う第1棟が竣工し、現在は、燃料デブリ等の分析を行う第2棟の建設工事を進めています(第111-5-9)。

6. 廃棄物対策

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に伴い発生する固体廃棄物は、物量が膨大かつ多種多様な性状を有しているため、

安全かつ合理的な保管・管理を徹底することが求められます。

固体廃棄物の適切な保管・管理を行うため、東京電力は、2016年3月に、今後10年程度の廃棄物の発生量を予測した「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の固体廃棄物の保管管理計画」(以下「保管管理計画」という。)を策定し、進捗状況等に応じて、毎年度改訂しながら、固体廃棄物貯蔵施設・減容施設の整備や焼却炉による減容処理等、廃炉工程を進める上で増加する廃棄物を適切に保管・管理するための取組を進めています。2024年12月に改訂された保管管理計画においては、中長期ロードマップの目標である「2028年度内までに、水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物(伐採木、ガレキ類、汚染土、使用済保

護衣等)の屋外での保管を解消し、作業員の被ばく等のリスク低減を図る」ために必要な取組等が定められています。

また、廃棄物の処理・処分の検討を進めていくためには、廃棄物の核種組成、放射能濃度等を分析することが必要ですが、事故炉である東京電力福島第一原子力発電所は、廃棄物の物量が多く、核種組成も多様であることから、分析試料数の増加に対応しながら、分析を進めていくことが重要であり、廃棄物の分析体制の強化は重要な課題の1つです。東京電力は、今後の廃炉を効率的に進めるために必要な分析対象物と分析数を年度ごとに見積もった「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた固体廃棄物の分析計画」を、2023年3月に公表し、毎年度更新しながら、適切に分析を進めるための取組を進めています。この分析計画を着実に実行していくため、政府、東京電力、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、JAEA等の関係機関の連携の下、必要となる「分析人材の育成・確保」「施設の整備」「分析を着実に実施していくための枠組みの整備」等、分析体制の強化のための取組を進めています。この分析計画及び分析体制整備に必要な対応については、今後の分析作業の進捗や得られたデータに基づく検討を踏まえ、不断に見直しを行っていく予定です。

7. 労働環境の改善

長期にわたる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を円滑に進めていくためには、作業に従事するあらゆる方々が安心して働くことができる環境を整備することが重要です。

事故の直後には、発電所構内全域において全面マスクと防護服の着用が必要であり、全面マスクについては、装着すると息苦しい、作業時に同僚の声が聞こえづらいといった課題が、防護服については、動きづらい、通気性がなく熱がこもるといった課題がありました。これらは、作業時の大きな負

【第111-7-1】構内面積96%まで拡大した一般作業服等エリアと1,200人を収容可能な大型休憩所



資料：経済産業省作成

担になるとともに、安全確保に当たっての課題にもなっていました。また、食事については、十分な休憩スペースもなかったことから、冷えたお弁当を床に座って食べるというような環境でした。

そのため、東京電力は、発電所内の労働環境改善に継続的に取り組んできました。例えば、除染・フェーシング作業による環境線量低減対策を行うことで、全面マスクと防護服の着用が不要なエリアは、構内面積全体の96%まで拡大しました。1~4号機を俯瞰する高台については、マスクなしでの視察が可能となる運用を開始しています。また、ヘリポートを設置して搬送時間を短縮したことで緊急時の医療体制を強化する等、健康管理対策についても充実させてきました。さらに、食堂、売店、シャワー室を備え、一度に約1,200人を収容可能な大型休憩所を設置しました。食堂では、発電所が立地する大熊町内の大川原地区に設置した福島給食センターにおいて地元福島県産の食材を用いて調理した、温かくておいしい食事を提供しています。長期にわたる廃炉作業を着実に進めていくため、今後も引き続き、安全でより良い労働環境の整備に努めていきます(第111-7-1)。

8. 国内外への情報発信

長期にわたる廃炉作業は、帰還・復興が進展する周辺地域において、住民の安心・安全に深く関わるものです。また、風評を生じさせないためにも、国内外に対して東京電力福島第一原子力発電所の現状についてわかりやすく正確な情報を発信するとともに、地域・社会の不安や疑問に答えていくことが重要です。

地元を中心とする国内への情報発信としては、周辺地域の首長や関係団体等が参加する「廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会」を開催し、廃炉・汚染水・処理水対策の進捗をお伝えしているほか、対策の進捗をわかりやすく伝え、様々な不安や疑問にお答えしていく動画・パンフレットの作成等にも取り組んでいます(第111-8-1)。また、情報発信に際しては、双方向のコミュニケーションを意識しており、住民に東京電力福島第一原子力発電所を視察いただき、その中で感じた疑

【第111-8-1】動画やパンフレット等のコンテンツ



資料：経済産業省作成

間に直接お答えする視察・座談会の取組や、地元でのイベントへの廃炉関連ブースの出展、コンテンツ制作における地元の方々の意見の事前聴取・内容への反映等の取組を進めています。東京電力も、2018年11月に、「東京電力廃炉資料館」を富岡町において開館し、事故当時の状況や廃炉・汚染水・処理水対策に関する情報発信を行っています。

国際社会への発信として、多国間の枠組みでは、例えばオーストリア・ウィーンで開催されるIAEA総会において、直近では、2024年9月に、経済産業省、東京電力、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、環境省から、福島県における復興の現状、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の現状、燃料デブリの取出し、オフサイトにおける取組を紹介し、参加者に対し、理解の促進を図りました。二国間の枠組みでも、継続的に情報提供や意見交換を行っています。また、在京外交団等や特に関心を有する国・地域に対しては、廃炉・汚染水・処理水対策の現状及びALPS処理水の海洋放出に係る対策の進捗、IAEAによる評価等について、累次にわたって説明する機会を設けています。加えて、様々な国際会議における説明、政府のホームページにおける情報提供、国内外の報道関係者に対する説明等を実施しています。

第2節 原子力被災者支援

帰還困難区域のうち、「特定復興再生拠点区域」については、2023年11月までに6町村(葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村)の全ての特定復興再生拠点区域において、避難指示を解除しました。また、特定復興再生拠点区域外についても、2023年6月の「福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)」(以下「福島特措法」という。)の改正により、「特定帰還居住区域」を創設し、その後、2025年3月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の5市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、除染やインフラ整備等、避難指示の解除に向けた取組が進展しています。帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実に段階的に、帰還困難区域の1日も早い復興を目指して取り組んでいます。

地域によって復興の段階は様々であり、特定復興再生拠点区域等、本格的な復興が始まったばかりの地域もあります。避難指示を解除した地域においては、事業・なりわいの再建、そして、新たな産業の創出が課題となります。こうした地域の自立的・持続的な産業発展の実現を目指し、福島イノベ構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、帰還促進とあわせて、新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等を進めていきます。さらに、2023年4月に設立された「福島国際研究教育機構」(F-REI)が行う研究開発等の取組を通じて、福島の復興と産業化を加速していきます。

1. 避難指示区域への対応

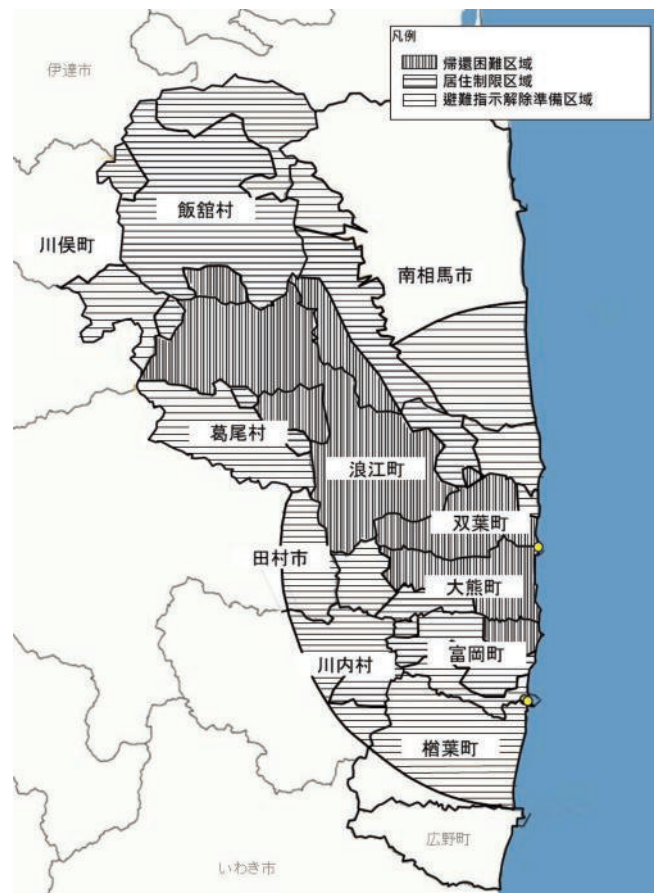
(1) 避難指示解除の状況

2013年8月までに、避難指示区域の見直しが完了し、避難指示区域について、「避難指示解除準備区域」(立入可・事業活動可・宿泊原則禁止)、「居住制限区域」(立入可・一部事業活動可・宿泊原則禁止)、「帰還困難区域」(原則立入禁止・宿泊禁止)が設定されました。2013年8月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は約8.1万人でした(第112-1-1)。

その後、2020年3月までに、帰還困難区域を除く、全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域において、避難指示の解除を行ってきました。帰還困難区域に関しても、2023年11月までに、葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村の6町村の全ての特定復興再生拠点区域において、避難指示を解除しました(第112-1-2)。これにより、2025年3月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は約7,400人となっています。

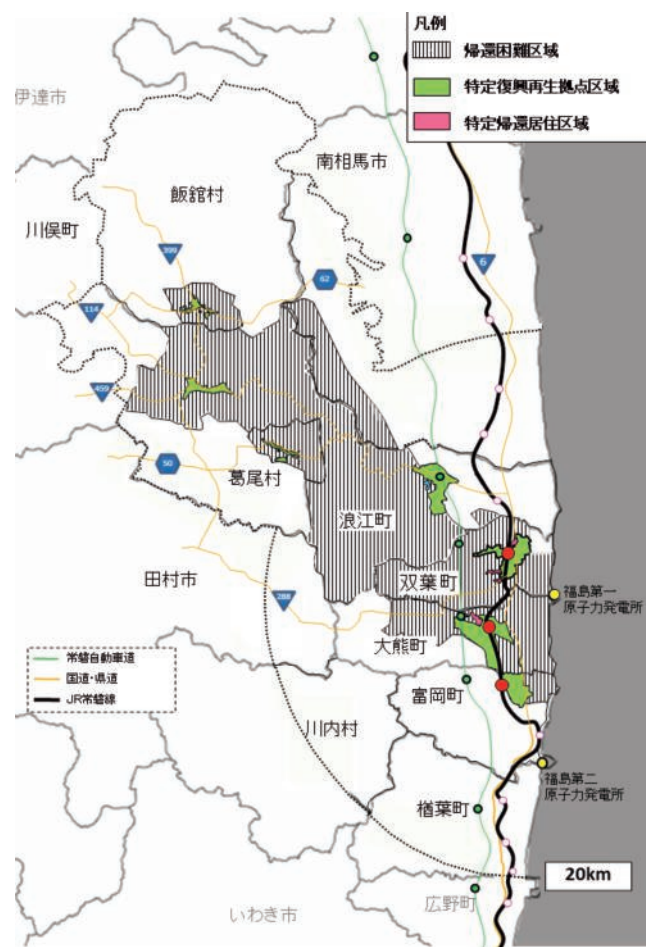
避難指示の解除後の本格的な復興のステージにおいても、政府一丸となって、市町村ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、国・県・市町村が連携しながら、産業の再生や雇用の創出、インフラ・生活環境の整備、避難者の生活再建支援等、当該区域の復興及び再生をさらに進めていきます。

【第112-1-1】避難指示区域(区域見直し完了後：2013年8月時点)



資料：原子力被災者生活支援チーム作成

【第112-1-2】避難指示区域（特定復興再生拠点区域全域の解除後：2023年11月時点）



資料：原子力被災者生活支援チーム作成

(2) 帰還に向けた安全・安心対策

政府では、2016年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、以下のような総合的・重層的な防護措置を講じることとしています。

- ・住民の方々の放射線不安に対するきめ細かな対応
- ・避難生活の長期化等や放射線による健康不安への適切な対応
- ・関係省庁におけるリスクコミュニケーションの取組の強化
- ・生活支援相談員について、帰還後も支援を継続できるよう支援対象の明確化や関係省庁との連携促進

こうした取組を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下にすることを引き続き目指していくこととしています。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた日本の対応について、国内外で継続的に実施されている放射線影響に関する最新の研究の状況も踏まえつつ、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努

めています。

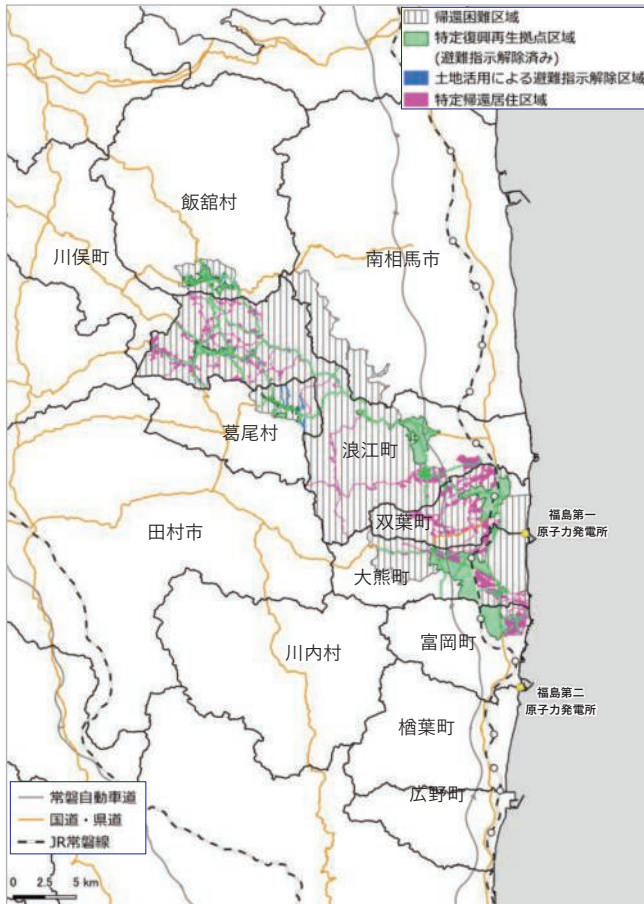
2. 帰還困難区域への対応

避難指示区域のうち「帰還困難区域」については、避難指示区域の見直しを行った際、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定されました（「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について（2011年12月26日原子力災害対策本部決定）」）。一方、事故から5年が経過した2016年8月、一部では放射線量が低下していることや地元の強い要望を踏まえ、原子力災害対策本部・復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点」の整備等について、基本的な考え方を示しました。

こうした中、2017年9月以降、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村における「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を、内閣総理大臣が認定し、これらの計画に基づく事業を進めてきました。2020年3月に、JR常磐線的全線開通にあわせて、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部（JR常磐線の3駅周辺）について、初めて避難指示を解除しました。その後、2023年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域の全てにおいて、避難指示の解除を完了しました。引き続き、福島県や市町村の意向を踏まえながら、関係省庁と緊密に連携して、特定復興再生拠点区域の帰還環境の整備に全力で取り組んでいきます。

また、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外については、2021年8月に原子力災害対策本部・復興推進会議で決定した「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしています。この方針を実現するため、特定復興再生拠点区域外に帰還する住民の生活の再建を目指すための「特定帰還居住区域」を創設する規定を含む、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第49号）」が、2023年6月に公布・施行されました。これまでの帰還意向の確認を踏まえ、2025年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の5市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」を、内閣総理大臣が認定しました。今後、これらの計画に基づき、除染・インフラ整備等をはじめとした避難指示解除に向けた取組を進めていくとともに、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、引き続き、丁寧に帰還意向を確認していきます。残された土地・家屋等の扱いにつ

【第112-2-1】避難指示区域(2025年4月時点)



(注)南相馬市の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につな
がるため非公表。

資料：原子力被災者生活支援チーム作成

いては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていきます。帰還困難区域における森林整備の再開に向けては、『第2期復興・創生期間⁷⁾』以降における東日本大震災からの復興の基本方針(2021年3月閣議決定)の変更(2024年3月閣議決定)を踏まえ、森林作業の実施に関するガイドラインの策定、伐採木・樹皮の扱い等に関する必要な運用の見直し等に取り組んでいきます。

また、2020年12月の原子力災害対策本部では、特定復興再生拠点区域外の居住を前提としない、土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定しました。これに基づき、2023年5月には、飯舘村の帰還困難区域の一部について、公園用地として避難指示を解除し、本仕組みを活用した初めての避難指示解除となりました。また、2025年3月には、飯舘村の堆肥製造施設及びその周辺の農地と葛尾村の風力発電事業用地について、土地活用に向けた避難指示解除を行いました(第112-2-1)。

また、2023年8月に原子力災害対策本部で決定した「特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・移住に向けて」及び原子

力規制委員会です承された「特定帰還居住区域における放射線防護対策」も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組み、住民等の今後の活動の在り方について検討を行うとともに、空間線量率等、それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域においてバリケード等の物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を可能としました。これを踏まえ、2025年3月に飯舘村の帰還困難区域の一部において立入規制の緩和を実施しました。

3. 環境汚染への対処

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが、喫緊の課題となりました。こうした状況を踏まえ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)」が可決・成立し、2011年8月に公布されました。

この法律は、除染の対象として「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」を定めています。除染特別地域とは、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域のこと、国が除染実施計画を策定し、除染事業を進めてきました。他方、汚染状況重点調査地域は、地域の空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域がある市町村について、あらかじめ関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で国が指定した地域のこと、各市町村等が除染を行ってきました。その後、帰還困難区域を除く除染特別地域については2017年3月に、汚染状況重点調査地域については2018年3月に、除染実施計画に基づく面的除染がそれぞれ完了しました。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了し、2023年11月までに、6町村全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。特定帰還居住区域においては、2025年3月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の5市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」を内閣総理大臣が認定し、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しており、南相馬市は、除染や家屋等の解体に向けた準備を進めています。

また、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む除去土壌等や、福島県内に保管されている1kg当たり10万ベクレルを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する施設として、中間貯蔵施設を整備しています。中間貯蔵施設事業の実施に当たっては、2021年3月に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における

⁷⁾ 2011年7月に、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定(2011年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)し、復興期間を2020年度までの10年間と決めました。2015年6月には「平成28年度以降の復興・復興事業について」を策定(2015年6月24日 復興推進会議決定)し、復興期間の後期5か年である2016年度から2020年度までを「復興・創生期間」と位置づけました。さらにその後、2020年7月には「令和3年度以降の復興の取組について」を策定(2020年7月17日 復興推進会議決定)し、2021年度から2025年度までの5年間を、新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置づけました。

東日本大震災からの復興の基本方針⁸」及び2025年3月に公表した「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入や、中間貯蔵施設内の各施設の維持管理等、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施しています。なお、中間貯蔵施設の整備に必要な用地全体の面積は約1,600haを予定しており、2025年3月末までの契約済面積は約1,303ha（全体の約81.5%。そのうち民有地は、全体面積約1,270haに対し、約95.1%に当たる約1,208haについて契約済）となっており、計1,910人（全体2,360人に対し約80.9%）の方と契約に至っています。

中間貯蔵施設については、2016年11月から受入・分別施設と土壌貯蔵施設等を整備しました。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された土壌を、放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。

中間貯蔵施設への除去土壌等（帰還困難区域を含む。）の輸送については、2025年3月末までに、累計で約1,409万㎡の輸送を実施しました。また、より安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等に加えて、輸送出発時刻の調整等、特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施しました。

除去土壌等の最終処分については、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）」において、中間貯蔵に関する国の責務として、福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが規定されています。県外最終処分の実現に向けては、2016年4月に取りまとめた「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って取組を進めています。

県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を減らすことが鍵であり、復興再生利用（東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。））等の取組が重要であることを踏まえ、福島県飯館村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）や中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業を実施し、再生利用を安全に実施できることを確認しています。また、2024年9月10日にIAEAの専門家会合の成果を取りまとめた最終報告書がIAEAから公表されました。本報告書においては、「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動はIAEAの安全基準に合致している。」「今後、専門家チームの助言を十分に満たすための取組を継続して行うことで、環境省の展開する取組がIAEAの安全基準に合致したものになる。これは今後のフォローアップ評価によって確認することができる。」との結論が示されました。このような再生利用の実証事業等の取組の成果やIAEAの最終報告書、国内の有識者からの助言等を踏まえ、2025年

3月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）」（以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を改正して除去土壌の復興再生利用基準を策定するとともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表しました。

最終処分の方針性の検討については、これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組み合わせを検討するとともに、最終処分場の構造、必要面積等に係る複数の選択肢を提示しました。また、最終処分に関する基準の検討については、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外における除染により発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

全国的な理解醸成等については、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国的な理解・信頼の醸成を図ること、特に地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図ることを継続的に進めることを目標としており、SNSの活用や、飯館村長泥地区や中間貯蔵施設に係る一般の方向けの現地見学会の開催に加え、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなどの若い世代に対する理解醸成活動も実施しています。

これまでの取組の成果を踏まえ、2025年3月に「復興再生利用の推進」「最終処分の方針性の検討」「全国的な理解醸成等」を3本柱とする「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を示しました。

除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議が設置され、第1回が2024年12月に開催されました。議長である内閣官房長官の指示に基づき、本会議において2025年春頃までに「再生利用の推進」「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」「県外最終処分に向けた取組の推進」に係る基本方針を取りまとめるとともに、2025年夏頃までにロードマップを取りまとめ、各府省庁が一丸となって再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていきます。

4. 原子力災害の被災事業者等のための自立支援策、風評被害対策

住民の方々が帰還して故郷での生活を再開するためには、また、外部から新たな住民を呼び込むためには、働く場所、買い物をする場所、医療・介護施設、行政サービス機能といった、まちとして備えるべき機能が整備されている必要があります。避難指示が解除された多くの市町村内において、学校の再開や第二次救急医療機関の開院、消防署の再開等、生活

⁸ 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」は、2024年3月に変更されています。

環境の整備は進展していますが、まちの様々な機能を担っていた事業者の多くは、住民の避難に伴う顧客の減少、長期にわたる事業休止に伴う取引先や従業員の喪失、風評被害による売上減少といった苦難に直面しており、こうした状況を克服するためには、生活、産業、行政の三位一体となった政策を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、2015年8月に、国、福島県、民間(福島相双復興推進機構)からなる福島相双復興官民合同チーム(以下「官民合同チーム」という。)が創設されました。その主な活動内容は、避難指示等の対象となった12市町村の被災事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を把握するとともに、その結果を踏まえ、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援等を実施していくことです。国、県、民間が一体となって腰を据えた支援を行うため、2017年5月に福島特措法を改正し、福島相双復興推進機構への国の職員の派遣を可能とする等の措置を盛り込み、同年7月から、経済産業省及び農林水産省の職員を派遣する等、体制強化を図りました。

官民合同チームは総勢262人の体制(2025年3月末時点)で、福島県内(福島市、いわき市、南相馬市等)と東京都内の計6か所を拠点に、個別訪問等を実施しています(第112-4-1)。商工業分野においては、チーム発足翌日から事業者訪問を開始しました。2025年3月末時点で、これまでに約5,900者に訪問し、そのうち約1,600の事業者に対して専門家によるコンサルティングを実施する等、被災事業者の自立に向けた支援に取り組んでいます。農業分野についても、2016年7月から国と県による認定農業者約500者への個別訪問を実施した後、2017年4月からは、官民合同チームによる認定農業者以外の農業者への個別訪問を開始しており、2025年3月末時点で、これまでに約2,800者への訪問を実施しています。また、速やかな営農再開に向けて、官民合同チームが被災市町村等を訪問し、集落座談会において営農再開支援策の説明等を行うとともに、地域農業の将来像の策定やその実現に向けた農業者の取組を支援しています。今後も、官民合同チームによる個別訪問等を通じて課題を把握し、支援の充実を図っていきます。

また、分野横断・広域的な観点から、まちづくり計画の策定・実行や生活関連サービス等に係る行政・民間による取組等への支援も進めているほか、交流人口・関係人口づくりに向けた情報発信支援や、外部からの人材の呼び込み・創業支援の取組を進めています。さらに、2021年6月からは、新たに浜通り地域等の15市町村の水産関係の仲買・加工業者等への個別訪問を開始しています。2025年3月末時点で、これまでに103者に訪問し、そのうち65の事業者に対し、販路開拓や人材確保等の支援を実施しています。

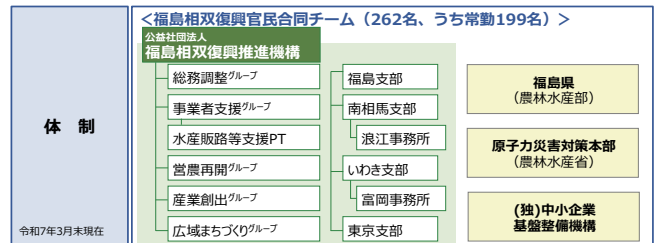
事業・なりわいの再建は徐々に進みつつありますが、地域によって復興の状況は異なります。今後も官民合同チームは、被災事業者の帰還、事業・なりわいの再建を進め、まちの復興を後押しすべく、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていきます。

このように、事業者の方々による取組やまちの復興をサ

【第112-4-1】福島相双復興推進機構(官民合同チーム)の概要

福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)の概要

- ▶ 福島相双復興官民合同チームは、国、福島県、民間により、平成27年8月24日に創設。
 - ▶ 令和7年3月までに約5,900事業者を個別訪問(※注)。専門家によるコンサルティングや国の支援策等を通じ、事業再開や販路開拓、人材確保等の支援を実施。
 - ▶ また、営農再開に向けた農業者への個別訪問(約2,800者)、自治体等と連携したまちづくり支援や関係人口拡大、産業創出に資する取組等を実施。
- ※注:12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)の被災事業者、震災後創業者(新規起業、域外からの進出等、平成31年3月以降)、15市町村(12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町)の水産仲買・加工業者等(令和3年6月以降)が対象。



資料：経済産業省作成

ポートする体制が整いつつある一方で、事故発生後いまだに継続している風評被害の存在は、農林水産業をはじめ、福島産業・なりわいの復興の大きな妨げとなっています。放射線に関する正しい知識や福島復興の現状、農林水産物等の県産品の安全性や質の高さ等を国内外に正しく発信し、風評を払拭していくことが大きな課題です。このため、国内外の会議や2025年4月から開催されている大阪・関西万博といったイベント等を含めて、あらゆる機会を活用し、風評対策を強力に推進しています。特に農林水産物については、生産段階における第三者認証取得や安全性検査への支援、流通・販売段階における販路開拓への支援等、あらゆる段階で風評払拭に必要な支援を行うことにより、安全性についての消費者の正しい理解を促進し、県産品のブランド力の回復を後押ししています。

こうした取組をより実効的なものとしていくために、福島特措法に基づき、2017年度から毎年度、流通段階における販売不振の実態や要因の調査を行い、その結果に基づき、復興庁・農林水産省・経済産業省の連名で、小売業者等への指導や生産者への助言等に関する通知を発出する等の対応を行っています。

さらに、新聞やインターネット、SNS等の媒体を活用した正確でわかりやすい効果的な情報発信や、各国政府、在京大使館への働きかけ及び海外メディアによる被災地の訪問取材等を進めており、日本産食品への輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、49か国・地域が輸入規制措置を撤廃しています(2025年3月末時点)。また、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」の開催や「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」(2017年12月策定)により、風評払拭に向けて関係府省庁が連携し、政府一丸となって情報発信等に取り組んでいます。

5. 福島イノベーション・コースト構想

福島イノベ構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、2014年6月に、福島・

国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会において、取りまとめられました。

福島イノベ構想の実現に向けて、2017年5月には福島特措法を改正し、同法に福島イノベ構想を位置づけました。また、復興・創生期間後も見据えた浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の姿と具体的な取組を示すため、2019年12月に、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」(以下「青写真」という。)を復興庁・経済産業省・福島県の3者で策定しました。

加えて、2017年7月には、福島県が、福島イノベ構想を推進する中核的な組織として、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立し、2019年1月に公益財団法人に移行しました。また、2020年6月に公布・一部施行された「復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)」には、国職員をその身分を保有したまま、同機構に派遣することができる措置を盛り込み、2020年度から順次、国職員を同機構に派遣し、更なる体制強化を図っています。

2024年6月には、第5回福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催し、「青写真」の改定を念頭に置いた議論のたたき台として、分科会事務局(復興庁、経済産業省、福島県)より「福島イノベーション・コースト構想の更なる発展に向けた検討の論点」について報告するとともに、経済産業省からは、「浜通り地域等の復興の絵姿」を提示しました。また、2025年2月の原子力災害からの福島復興再生協議会において、復興庁・経済産業省・福島県より、「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」「担い手の拡大」という3つの視点を盛り込むなどの、「青写真」の改定の方角性を報告しました。

また、廃炉やロボット等の分野における技術開発・拠点整備等のプロジェクトについては、現在着々と具体化が進められています。例えば、2020年3月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」は、物流、インフラ点検、災害対応で活躍するロボット・ドローンの研究開発、実証試験、性能評価が1つの場所で実施可能な、世界に類を見ない研究開発拠点です。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や内閣府の研究開発プロジェクトにおいて活用されているだけでなく、民間企業の利用も進んでおり、「空飛ぶクルマ」の試験飛行の場所としても活用されています。また、2020年9月の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」等の見直しにより、福島ロボットテストフィールドにおける研究開発目的のドローンの飛行のための手続きが容易となった事例のように、関係省庁等とも連携して、福島ロボットテストフィールドの有する設備や環境をいかし、拠点としての優位性をさらに高めていきます。なお、世界中のロボット関係者が一堂に集まり、ロボットの社会実装と研究開発を加速させることを目的とした競技会「World Robot Summit 2025」に向けて、2024年10月には、そのプレ大会を福島ロボットテストフィールドで開催し、地元企業連合チームが災害対応の部門で準優勝を飾る等、その技術力の高さを証明しました。さらに、福島県は、「福島浜通りロボット実証区域」として、各市町村や関係機関等と事業者等の仲介を行い、ロボットやドローンの実証試験や操縦訓練の場を提供し

ており、2024年6月には長崎県とともに国家戦略特区である新技術実装連携“絆”特区に指定されました。福島ロボットテストフィールドでは、2025年3月末時点で1,619件の実証試験が実施されています。

廃炉関連分野では、2016年4月から、楢葉町において、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設である「楢葉遠隔技術開発センター」の本格的な運用が開始されています。また、2017年4月には、富岡町で、廃炉に向けて国内外の英知を結集する拠点である「廃炉国際共同研究センター(現:廃炉環境国際共同研究センター)国際共同研究棟」の運用が開始されました。さらに、2018年3月には、大熊町において、放射性物質分析・研究施設である「大熊分析・研究センター」の施設管理棟の運用が開始され、2022年6月からは中・低線量の廃棄物試料を分析する第1棟の運用も開始されました。人材育成については、2018年10月に、廃炉事業に必要な技術者を養成する目的で、放射線防護教育等の基礎的・基盤的な技能を身につけるための研修施設として、東京電力福島第一原子力発電所内に、「福島廃炉技術者研修センター」が設置されました。

原子力災害を中心とした複合災害の記録と記憶を後世に継承し、世界と共有する「東日本大震災・原子力災害伝承館」は、2020年9月に双葉町において開館し、2025年3月末までに、来館人数が計36万人を超えました。通常展示に加え、2024年12月から2025年3月までの間、「長期避難と祭り - 伝統文化がたぎる地域住の絆 - 」と題した企画展が開催され、その後、好評につき2025年4月から展示が再開されています。また、初の海外展示として、2024年10月からフランス共和国ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ地域圏ドゥー県モンベリアール市の科学博物館「Le Pavillon des Sciences」(サイエンスパビリオン)にて、福島における東日本大震災と復興に関する企画展が実施されています。伝承館はこの展示の企画制作に参加するとともに、複合災害に関する資料を提供しました。

さらに、災害及び復興に向けた取組の実態や、福島が抱える課題に関する調査研究事業が本格的に開始されています。環境・リサイクル分野では、2015年以降、福島県が環境・リサイクル産業の集積を図るために立ち上げた「ふくしまエネルギー・環境・リサイクル関連産業研究会」の会員によって、太陽光パネル、バイオマス系廃棄物、二次電池、風力発電設備のリサイクル等のテーマについて、事業化に向けた検討が進められています。エネルギー分野では、福島イノベ構想の取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を推進しています(福島新エネ社会構想については次節参照)。

福島イノベ構想の推進に向けた道筋は、拠点の整備や主要プロジェクトの具体化に留まりません。これらの拠点やプロジェクト等も活用しながら、地元企業と浜通り地域の外から進出してくる企業とが一体となって、重点分野における実用化技術開発を進めていくことが必要であり、民間企業が主体となって行う実用化開発等を支援しています。2021年度には、浜通り地域等の自治体と連携して実施する実用化開発等を重点的に支援する制度を開始しました。また、2023年度には、ス

スタートアップ企業に対して審査の際に加点をする優遇措置を創設しました。さらに、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金においては、2021年度に、福島イノベ構想の重点分野の補助率を引き上げる制度改正を行いました。加えて、福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島相双復興推進機構とも連携しながら、地元企業と進出企業の連携による新たなビジネス機会の創出に向けたビジネスマッチングの取組等を実施しています。2020年度からは、浜通り地域等で起業・創業を目指す企業や個人等に対して、専門家による伴走支援等を行う「Fukushima Tech Create」事業も実施しています。さらには、拠点の強みをいかした交流人口の拡大や、生活環境の整備、高等教育機関等における研究活動の促進、初等中等教育機関と大学、企業等とが連携した福島イノベ構想を支える人材の育成等を推進しています。

また、福島イノベ構想をさらに発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、日本の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すF-REIを、2023年4月に設立しました。F-REIでは、福島の優位性を発揮できる①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創業医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とした研究開発（例えば、エネルギー分野では、水素エネルギーネットワークの構築等）の推進等に取り組んでいます。また、F-REIの当初の施設整備については、国において用地取得を進めるとともに、敷地造成や建物の設計に着手しました。

第3節 福島新エネ社会構想

東日本大震災後、福島県は、再エネの推進を復興の柱の1つとしており、再エネ発電設備の導入拡大、関連産業の集積、実証事業・技術開発等の取組を進めています。2021年12月に改定された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021～持続可能な社会を目指して～」では、原子力に依存しない社会づくりの実現に向けて、引き続き、2040年頃を目途に福島県内の一次エネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再エネから生み出すという目標を維持するとともに、「水素社会の実現」等を新たな柱に加えています。また、その目標達成に向けて必要となる当面の施策を「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第4期)」にまとめ、取組を進めています。

また、これまでの再エネの推進の取組に加え、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化するため、官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を設立し、2016年9月に「福島新エネ社会構想」を策定しました。福島が、再エネや未来の水素社会を切り拓く「先駆けの地」となり、新たなエネルギー社会を先取りするモデルの創出拠点となるよう、再エネと水素を柱として着実に取組を進めてきました。

2024年9月には、福島新エネ社会構想の実現に向けた各取組の状況について、その進捗を確認し、今後さらに加速すべく、「加速化プラン2.0」を策定しました。「加速化プラン2.0」に基づき、次世代の国産技術として期待されているペロブスカイト太陽電池も、Jヴィレッジにおいて日本初の試みとして地面・湾曲形状に設置し、福島県内にて先行活用が進んでいます。引き続き、構想の実現に向けた取組を推進していきます。

1. 再生可能エネルギーの導入拡大

福島県は、復興の柱の1つとして、福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすべく取組を推進しており、国においても、発電設備や送電線整備への支援等、他の地域にはない補助制度を福島県向けに措置して、導入を後押ししています。こうした取組の結果、震災後の10年間で、太陽光を中心に県内の再エネの設備容量は8倍以上に増加しました。また、阿武隈山地等において大規模な風力発電等の導入が進められており、更なる導入拡大に向け、引き続き発電設備等の導入を支援していきます。

(1) 阿武隈、双葉エリアの風力発電等のための送電線増強

再エネの導入推進のため、平成26年度補正予算で措置した「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金(再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業(避難解除区域等支援基金造成事業))」や「福島新エネ社会構想」の策定を踏まえて2017年度に創設した「福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業」により、これまで約23.5万kWの太陽光発電設備が、避難指示解除区域等において導入されてきました。

福島県内における再エネの更なる導入拡大に向けて、風力発電設備の導入量を2020年度比で約3倍(約18万kWを約56万kW)に増やすことを目指しており、阿武隈山地等を中心にこれまで約21万kWが導入され、2026年度までにさらに約15万kWが導入される見込みです。

また、2024年7月末に総延長86kmの共用送電線が完成し、阿武隈山地等の風力発電設備が連系されています。

(2) 福島再生可能エネルギー研究所における研究開発・実証の推進

国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所(FREA)は、世界に開かれた再エネの研究開発の推進と、新しい産業の集積を通じた復興への貢献を使命とし、震災からの復興と世界に向けた新技術の発信に取り組んでいます。FREAが主拠点としている「再生可能エネルギー研究センター」では、①主力電源化に向けた利用拡大及びO&M技術開発、②カーボンニュートラル実現に向けた次世代エネルギーネットワーク技術、③適正な導入拡大のための研究開発、データベース構築の3つの研究戦略課題を設定し、研究開発を実施しています。

また、「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業⁹」により、被災地企業の持つシーズ技術の評価し、課題解決等を進めており、2024年末までに200件の技術開発を支援し、65件の事業化に成功しています。

さらに、太陽光発電や蓄電池用大型パワーコンディショナ等の世界最大級の評価・試験施設である「スマートシステム研究棟」では、先端的な研究開発とともに、海外展開を目的とした国産大型パワーコンディショナの様々な系統連系試験を実施しています。製品の輸出国に応じたスキームを構築して認証を取得できるようにし、福島で培った国際標準化技術を世界に展開する活動を進めています。

2. 水素社会実現に向けたモデル構築

2020年3月、浪江町において、福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)が開所しました。FH2Rでは、世界有数の規模となる1万kWの水電解装置を活用して、再エネから水素を製造する実証プロジェクトを実施しています。FH2Rで製造した水素は、道の駅なみえ等の純水素燃料電池の燃料や水素ステーションでも活用されています。さらに、2026年度以降の水素サプライチェーンの構築に向けて、需要・供給の両面からコスト等の課題の解決策を関係省庁において連携して検討しており、民間主体による実用化や地域における産業集積の実現に向けた取組を進めています。

また、水素利活用による工場の脱炭素化の実証や燃料電池トラックの実証等も進められています。例えば、2024年5月には、本宮市において、大型燃料電池トラックに対応した、24時間365日営業の大規模水素ステーションが開所しています。

第4節 原子力損害賠償

1. 原子力損害賠償紛争審査会における原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等

政府は、2011年3月11日の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に関して、原子力損害賠償を円滑に進められるよう、原子力損害の範囲等についての当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行うため、「原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)」に基づき、同年4月11日に「原子力損害賠償紛争審査会」(以下「審査会」という。)を設置しました。審査会においては、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとしており、同年8月5日には、原子力損害の範囲の全体像を示す「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)を策定しました。

その後、審査会は、同年12月6日に自主的避難等に係る損害についての中間指針第一次追補、2012年3月16日に政府による避難区域等の見直し等に係る損害についての中間指針第二次追補、2013年1月30日に農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害についての中間指針第三次追補、同年12月26日に避難指示の長期化等に係る損害についての中間指針第四次追補を策定しました。その後、2022年3月に、7つの集団訴訟において東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、審査会は、専門委員による確定判決等の詳細な調査・分析を踏まえ、同年12月20日に中間指針第五次追補を策定しました。

これらの中間指針及びその追補(以下「審査会の指針」という。)は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目や、その範囲等を示したものです。また、審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限でないことはもとより、審査会の指針で示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものでもなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害と認められるものについては、全て賠償の対象となるとしています。さらに、東京電力に対しては、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、審査会の指針が示す損害額はあくまでも目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても、個別の事例又は類型ごとに、審査会の指針の趣旨等を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に、被害者の心情にも配慮した誠実な対応を求めています。

2. 賠償の実績

東京電力は、審査会の指針等を踏まえて、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償、財物価値の毀損に対する賠償、営業損害に対する賠償等を実施してきました。2025年3月末時点で、総額約11兆5,453億円の支払が行われています。

今後も、被害を受けた方々の個別の状況を踏まえて、適切かつ迅速な賠償を行っていくよう、国としても東京電力を指導していきます。

3. 原子力損害賠償紛争審査会における指針等を踏まえた賠償基準の策定

審査会の指針では、政府による避難等の指示等により避難の対象となった十数万人規模の住民の方々や、事業活動の断念を余儀なくされた多くの事業者等に対して、賠償を行うべき損害項目やその範囲等が示されています。さらに、この審査会の指針等に従って、これまでに順次、東京電力においても損害の種類に応じた賠償の具体的な基準が策定されてきま

⁹ 2013年度から2020年度までの支援対象は福島県、宮城県及び岩手県に所在する企業等、2021年度からの支援対象は福島県浜通り地域等15市町村に所在する企業等としています。なお、2023年度よりF-REIからの委託を受けて実施しています。

した。2022年12月20日に策定された中間指針第五次追補についても、東京電力が2023年3月27日に具体的な賠償基準を策定し、公表しました。

4. 原子力損害賠償紛争解決センターの取組状況

原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）は、2011年3月の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者（東京電力）に対する損害賠償請求に関して、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的に、東京都港区と福島県郡山市、福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市において業務を行っています。ADRセンターでは、事故の被害を受けた方からの申立てにより、仲介委員が当事者双方から事情を聴き取って損害の調査・検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示する、和解の仲介業務を実施しています。

ADRセンターでは、2024年末までに31,111件の申立てを受け、30,333件の手続を終えています。終了した案件のうち、約8割に当たる24,054件が和解成立により終了しています。2024年に和解が成立した事案については、仲介委員の指名からおおむね9か月程度で和解案の提示が行われ、和解成立に至っています。

また、今後の賠償を円滑に進めていく上での参考とするため、ADRセンターで実施されている和解仲介手続を広く周知し、和解事例を紹介する等、広報活動を実施しています。具体的には、被害者の方々に活用していただくため、パンフレットや地域にあわせた和解事例・解説を盛り込んだチラシ等を被災自治体や関係団体等に配布したほか、被災自治体等が主催するイベントにあわせて、申立て方法等の説明会を実施しました。

5. 原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づく措置

政府は、「原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）」に基づき、原子力事業者と原子力損害賠償補償契約を締結しており、地震、噴火等により原子力損害が発生した場合には、この契約に基づく補償金を原子力事業者に対して支払うこととなっています。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、政府は2011年11月に、原子力損害賠償補償契約に基づき、同発電所分の1,200億円を東京電力へ支払いました。また、東京電力福島第二原子力発電所において発生した原子力事故についても、2015年3月に、同発電所分の約689億円を東京電力へ支払いました。

6. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償・廃炉支援の枠組み

(1)賠償・除染・中間貯蔵施設費用に係る枠組み

賠償・除染・中間貯蔵施設費用については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）」に基づき、

政府が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）に対して交付国債を発行し、機構を通じて東京電力に資金援助を行った上で、後年に原子力事業者による負担金や国費等によって回収する仕組みとなっています。費用の見積については、賠償・除染・中間貯蔵施設事業の進捗等を踏まえ、これまで適時見直してきました。

(2)原子力事業者からの負担金の収納

機構は、機構の業務に要する費用に充てるため、原子力事業者から負担金の収納を行います。機構は、事業年度ごとに、損益計算において利益が生じたときは、原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応するため、損害賠償に備えるための積立を行います。

(3)機構による通常の資金援助

機構に、電気事業、経済、金融、法律、会計に関して専門的な知識と経験を有する者からなる「運営委員会」を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行います。原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とする場合、機構は、運営委員会の議決を経た上で資金援助（資金の交付、株式の引受、融資、社債の購入等）を行います。

機構は、資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行や金融機関からの借入れをすることができます。

(4)機構による特別資金援助

①特別事業計画の認定

機構は、原子力事業者に資金援助を行う際に政府の特別な支援が必要な場合、当該原子力事業者と共同して「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受ける必要があります。特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、資金援助の内容及び額、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保するための関係者に対する協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載し、機構は、計画作成に当たって、原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認します。その上で、主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定することとなります。

2021年8月には、引き続き福島への責任の貫徹を掲げつつ、信頼回復の取組を足下の最優先事項として位置づけた「第四次総合特別事業計画」を認定しました。

②特別事業計画に基づく事業者への資金援助

特別事業計画の認定後、政府は、機構による特別事業計画に基づく資金援助（特別援助）を実施するため、機構に対して国債を交付し、必要に応じて、機構は政府に対して国債の償還（現金化）を求め、原子力事業者に対し必要な資金を交付します。また、政府は、国債を交付してもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるときに限り、

予算で定める額の範囲内において、機構に対して必要な資金の交付を行うことができます。2025年3月31日時点では、機構から東京電力に対し、13兆4,058億円の資金援助を決定し、11兆3,582億円の資金を交付しています。

③機構による国庫納付

原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対して一般負担金を納付します。さらに、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、一般負担金に加えて、特別負担金を納付します。機構は、負担金等を原資として、国債の償還額に達するまで国庫納付を行います。

ただし、政府は、電気の安定供給等に支障をきたす場合、又は利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、これにより国民生活・国民経済に重大な支障を与えるおそれがある場合には、予算で定める額の範囲内において、機構に対して必要な資金の交付を行うことができます。

機構は、2024年度末時点で累計約3.2兆円を国庫納付しています。なお、2025年3月には、2025年度に収納する一般負担金として約1,947億円、特別負担金として600億円を認可しています。

④損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、原子力事業者が保有する資産の買取及び賠償支払の代行（原子力事業者の委託を受けた賠償の支払、国又は都道府県知事の委託を受けた仮払金の支払）を行うことができます。

(5)廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画・推進

機構は、「廃炉等技術委員会」の議決及び主務大臣の認可を経て、「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針」を定めており、この方針に基づき、廃炉を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画、調整及び管理に関する業務を実施しています。その一環として、政府が主導する研究開発事業について、これまでに実施された事業の評価を行うとともに、今後実施する事業の企画に参画しています。

(6)廃炉等積立金の管理業務

事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉に充てるために必要な資金として機構から毎年度通知される金額を、機構に積み立てなければならないとされています。

機構は、当該事業者が積み立てるべき資金の金額について、主務大臣の認可を受けて毎年度その金額を定めるほか、積み立てられた資金に利息を付すべく廃炉等積立金の運用を行い、廃炉等積立金を取り戻すに当たって必要な取戻し計画を当該事業者と共同で作成する等の業務を行います。また、必要に応じて、当該事業者の本社や現場等への立入検査を行います。

ます。

2024年度は、2025年3月に、廃炉等積立金として約2,600億円を認可しました。

(7)廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

機構は、今後の廃炉を安全かつ着実に実施するため、中長期的観点から専門的な検討を行い、法定業務である「廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告」及び「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発」の一環として、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」を策定しています。このプランについては、実効性を高めていくために、現場の状況や研究開発の成果を踏まえて絶えず見直しをしており、2024年9月には「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2024」を策定し公表しました。